

西区区づくり経営会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区における総合行政の推進に関する規則第7条第3項の規定に基づき、西区区づくり経営会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 西区区づくり経営会議は、次に掲げる事項を審議し、又は協議するものとする。

- (1) 区の重要な施策に関する事項
- (2) 総合調整に関する重要な事項
- (3) 区の行政運営の方針の策定に関する事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

(運営)

第3条 西区区づくり経営会議は、区長が必要に応じて開催するものとする。

- 2 西区区づくり経営会議の出席者については、各回の審議事項に関係ある者に限ることができる。

(関係者の出席)

第4条 区長は、必要があると認めるときは、西区区づくり経営会議における審議事項に関係ある局の職員を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。出席を要請された局の職員は、西区区づくり経営会議に出席しなければならない。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、国、県等関係行政機関及び関係事業者等に対し、西区区づくり経営会議への出席を要請することができる。
- 3 西区区づくり経営会議への出席を求められた局の職員は、審議事項に関する資料について、事前に区長から提出を求められた場合には、速やかに送付するものとする。

(公表)

第5条 区長は、西区区づくり経営会議の概要について、次に掲げる事項を区のホームページ等を通じて公表するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 議事概要

(庶務)

第6条 西区区づくり経営会議の庶務は、総務部区政推進課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、西区区づくり経営会議の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。